

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1426	4024	7-129-0	山林	2.18	2.72	ヒノキ	85					
2	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1426	4024	7-130-0	山林	2.18内	2.72内	スギ	61					
3	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1426	4024	7-130-0	山林	2.18内	2.72内	ヒノキ	61					
4	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1425	4024	7-131-0	山林	1.98	2.72内	スギ	61					
5	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1425	4024	7-131-0	山林	1.98内	2.72内	ヒノキ	61					
6	松阪市飯南町向粥見字久留実谷	694	4024	7-143-0	山林	1.98	1.76	ヒノキ	67					
7	松阪市飯南町向粥見字久留実谷	694	4024	7-144-0	山林	1.98内	1.76内	ヒノキ	61					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

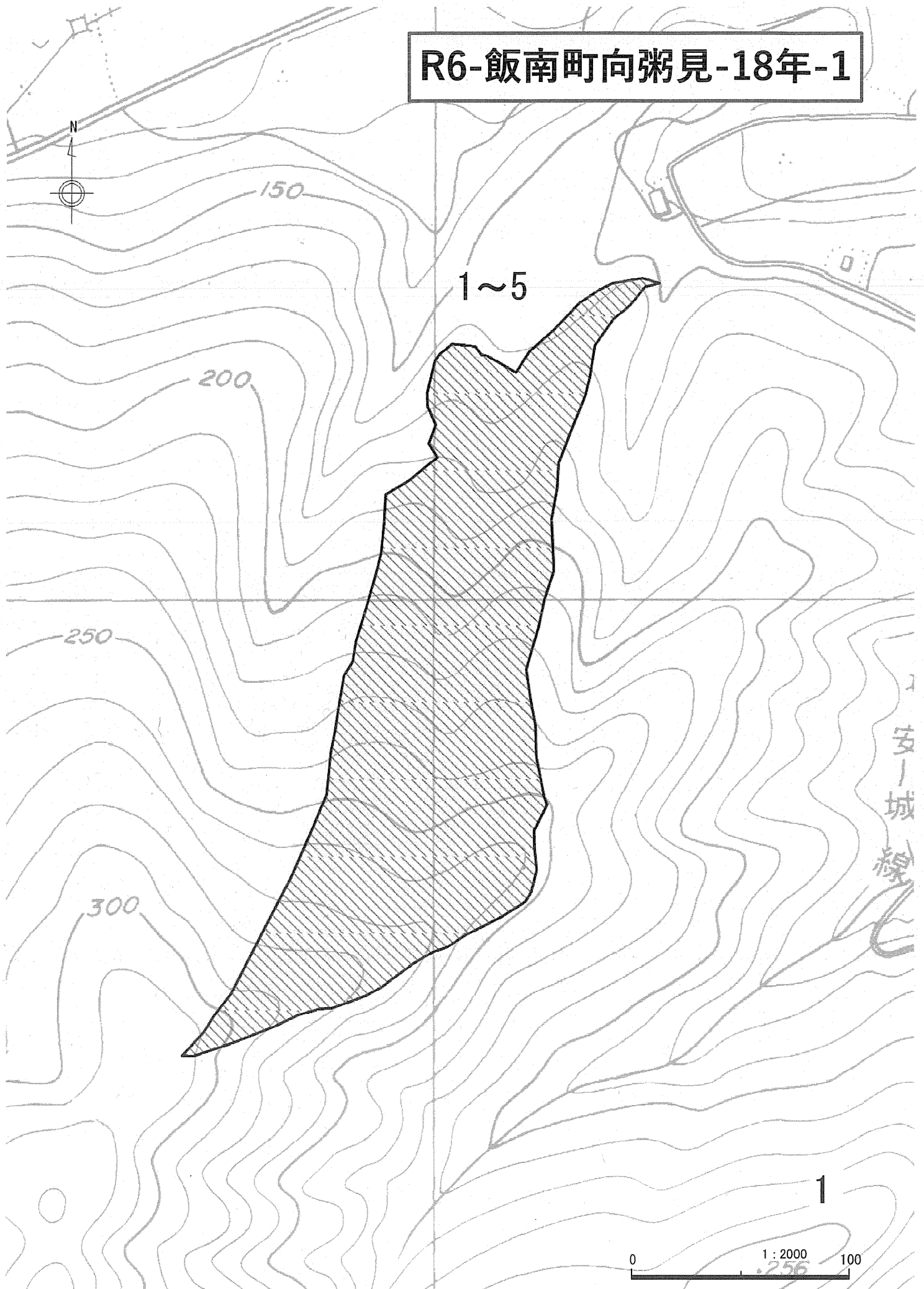
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

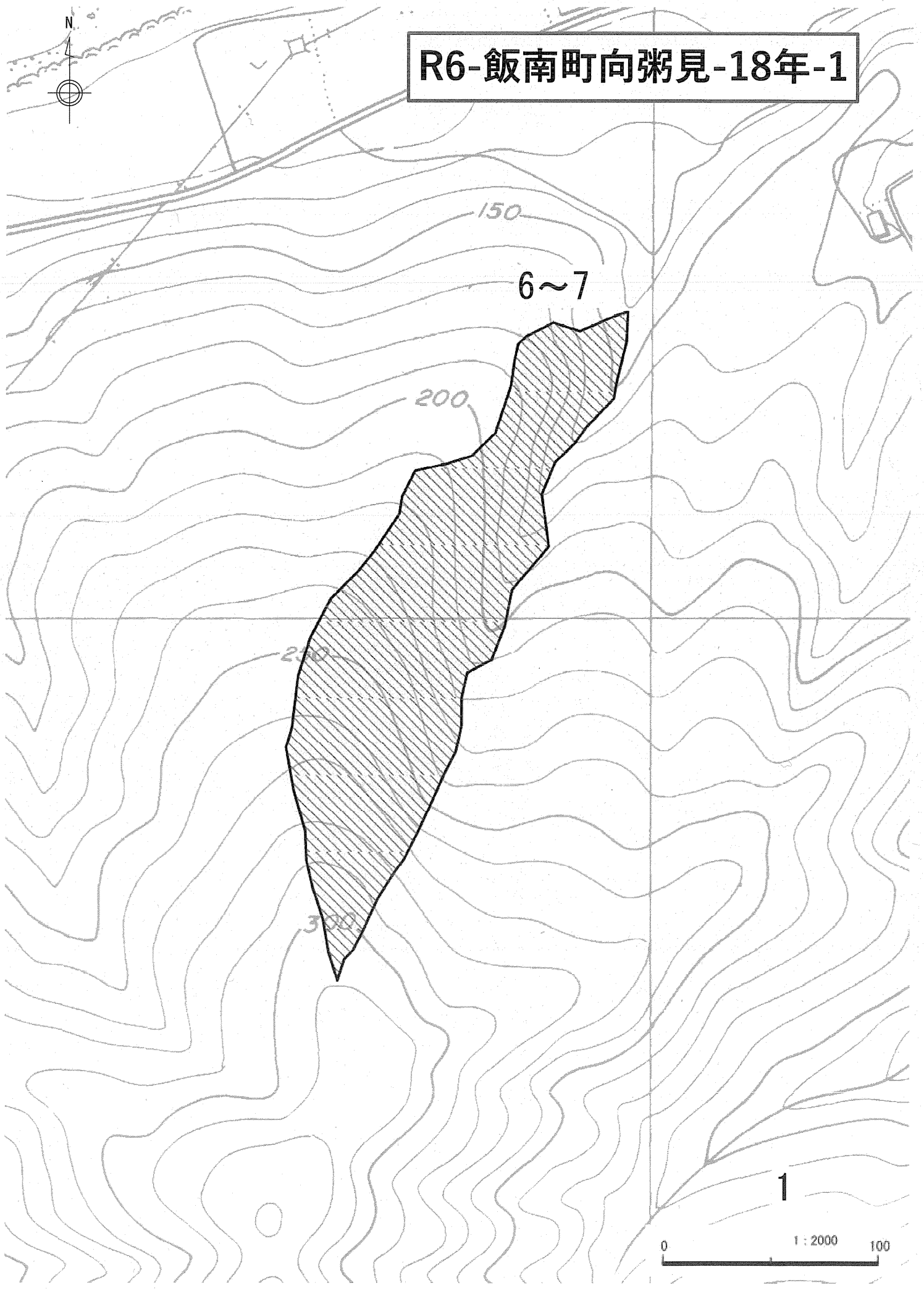
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-1



R6-飯南町向粥見-18年-1



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字又相津	3462-1	4008	7-87-0	山林	0.08	0.09	ヒノキ	63					
2	松阪市飯南町向粥見字魚瀬	3448-1	4008	7-105-0	山林	0.09	0.09内	スギ	67					
3	松阪市飯南町向粥見字魚瀬	3448-1	4008	7-105-0	山林	0.09内	0.09内	ヒノキ	67					
4	松阪市飯南町向粥見字手石	2991	4013	7-11-0	山林	0.40	0.88	ヒノキ	31					
5	松阪市飯南町向粥見字長入	2675	4016	7-51-0	山林	0.69	1.16	スギ	36					
6	松阪市飯南町向粥見字長入	2675	4016	7-51-0	山林	0.69内	1.16内	ヒノキ	36					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

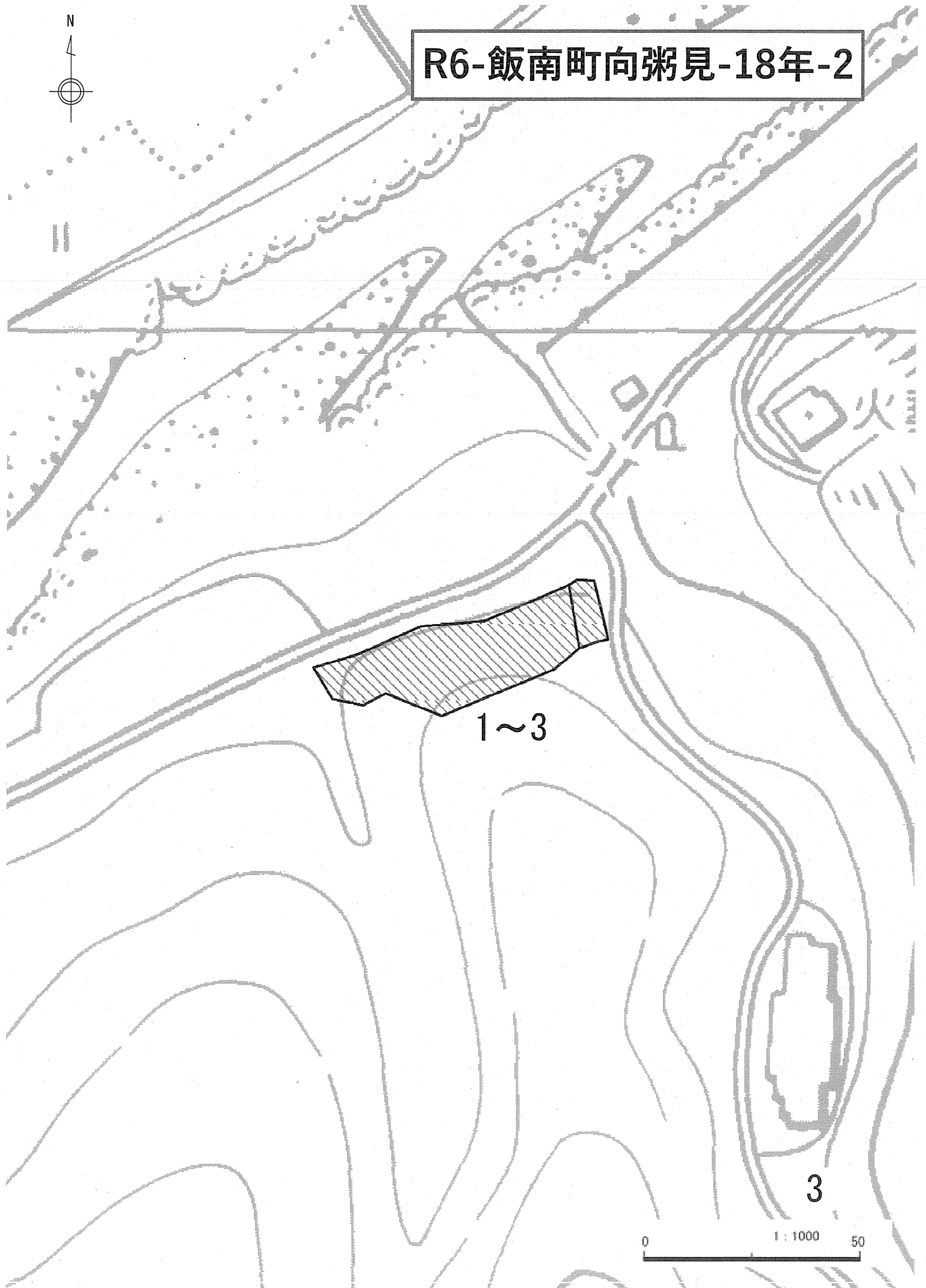
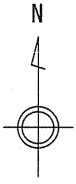
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-2



R6-飯南町向粥見-18年-2



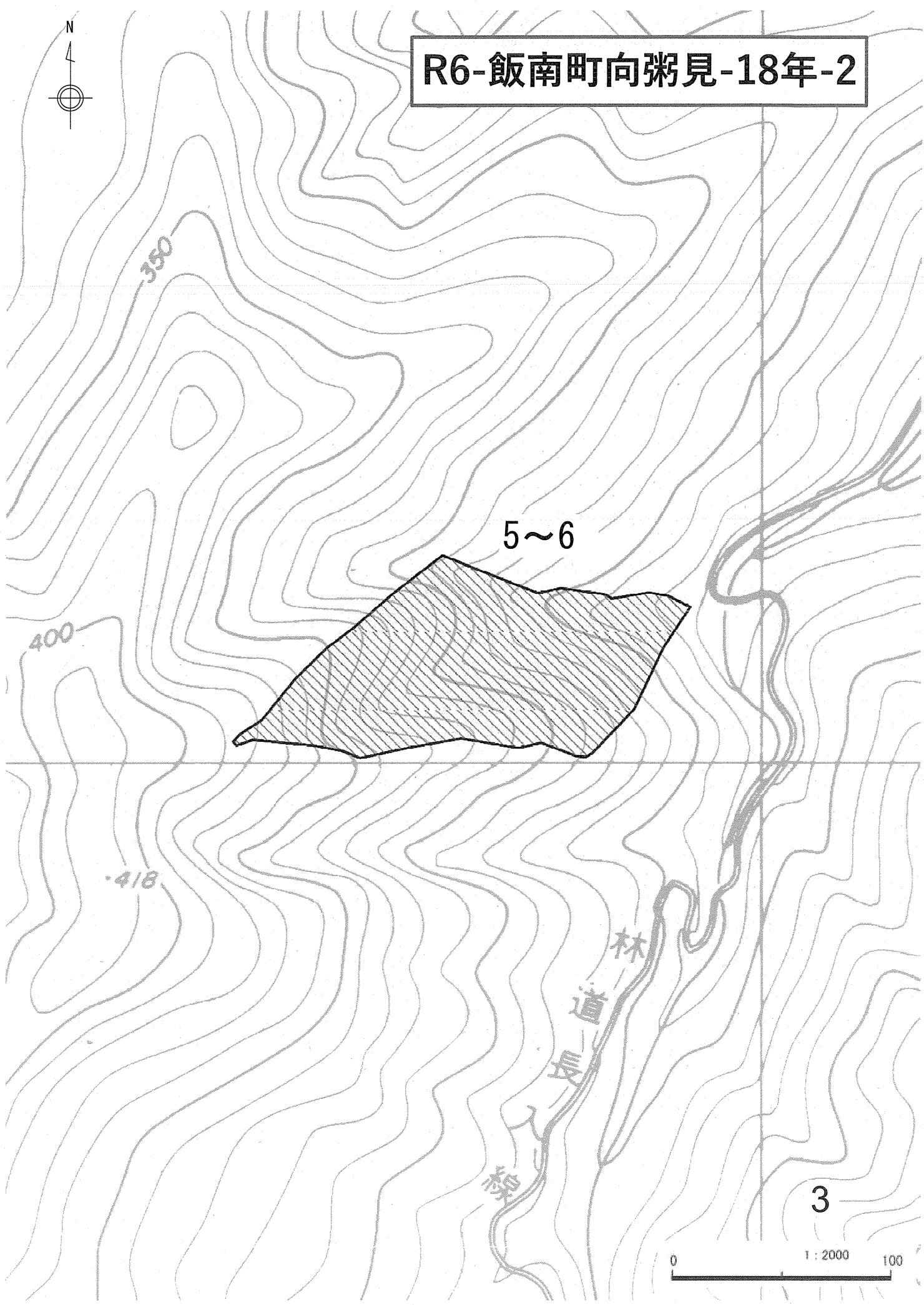
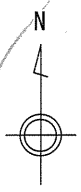
4

344

3

0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-2



350

5~6

400

418

林道長

梨

3



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2654	4016	7-74-0	山林	3.47	6.13	ヒノキ	20					
2	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2654	4016	7-75-0	山林	3.47内	6.13内	ヒノキ	21					
3	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2654	4016	7-76-0	山林	3.47内	6.13内	スギ	33					
4	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2654	4016	7-76-0	山林	3.47内	6.13内	ヒノキ	38					
5	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2625	4016	7-89-0	山林	0.60	0.57	ヒノキ	30					
6	松阪市飯南町向粥見字岩ヶ谷	1547	4024	7-18-0	山林	0.10	1.63	スギ	60					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所		三重県松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1			松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-3

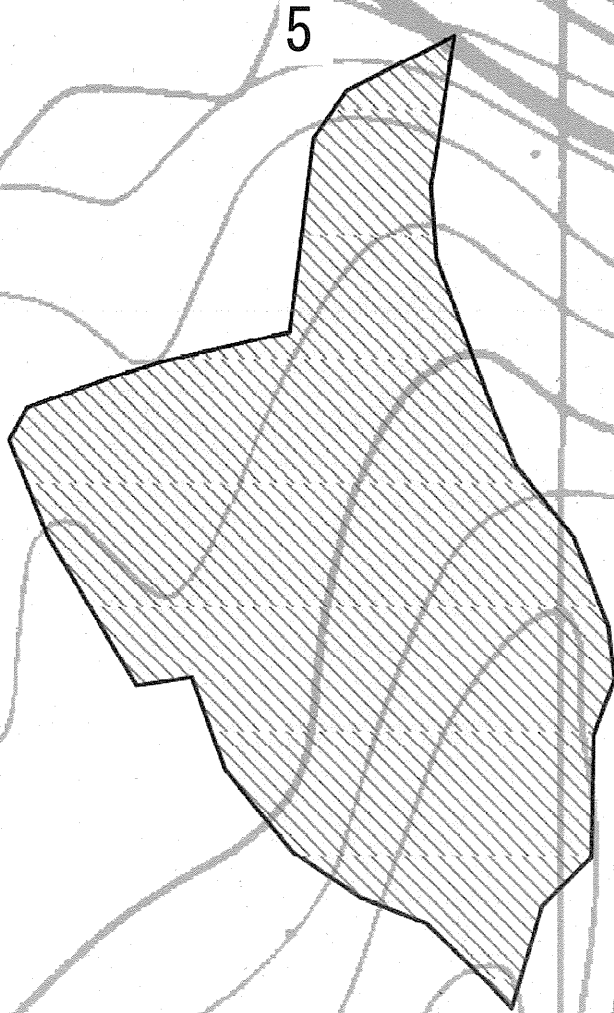
1~4

350

4

0 1 : 2000 100

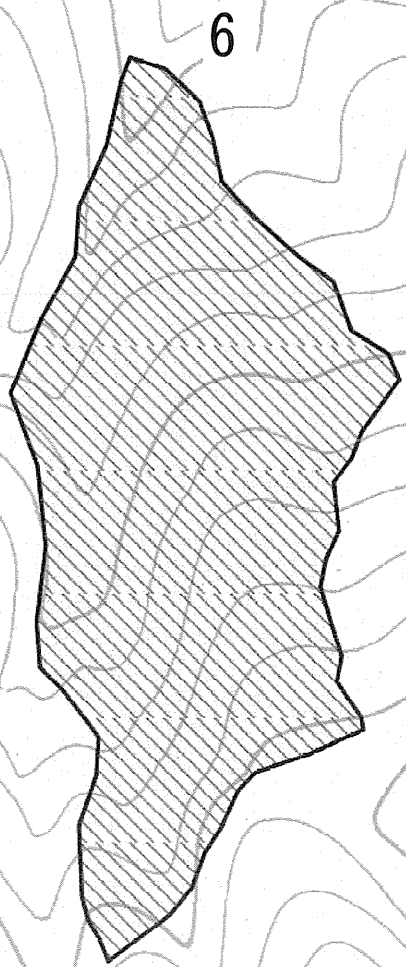
R6-飯南町向粥見-18年-3



4

0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-3



0 1 : 2000 100

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字安城	1527	4024	7-38-0	山林	0.02	0.07	ヒノキ	48					
2	松阪市飯南町向粥見字安城	1448	4024	7-102-0	山林	0.06	0.22	ヒノキ	52					
3	松阪市飯南町向粥見字安城	1445	4024	7-105-0	山林	0.31	0.19	スギ	67					
4	松阪市飯南町向粥見字安城	1445	4024	7-105-0	山林	0.31内	0.19内	ヒノキ	67					
5	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1435	4024	7-113-0	原野	0.08	0.14	ヒノキ	70					
6	松阪市飯南町向粥見字井戸家谷	1432	4024	7-117-0	山林	0.01	0.01	ヒノキ	52					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

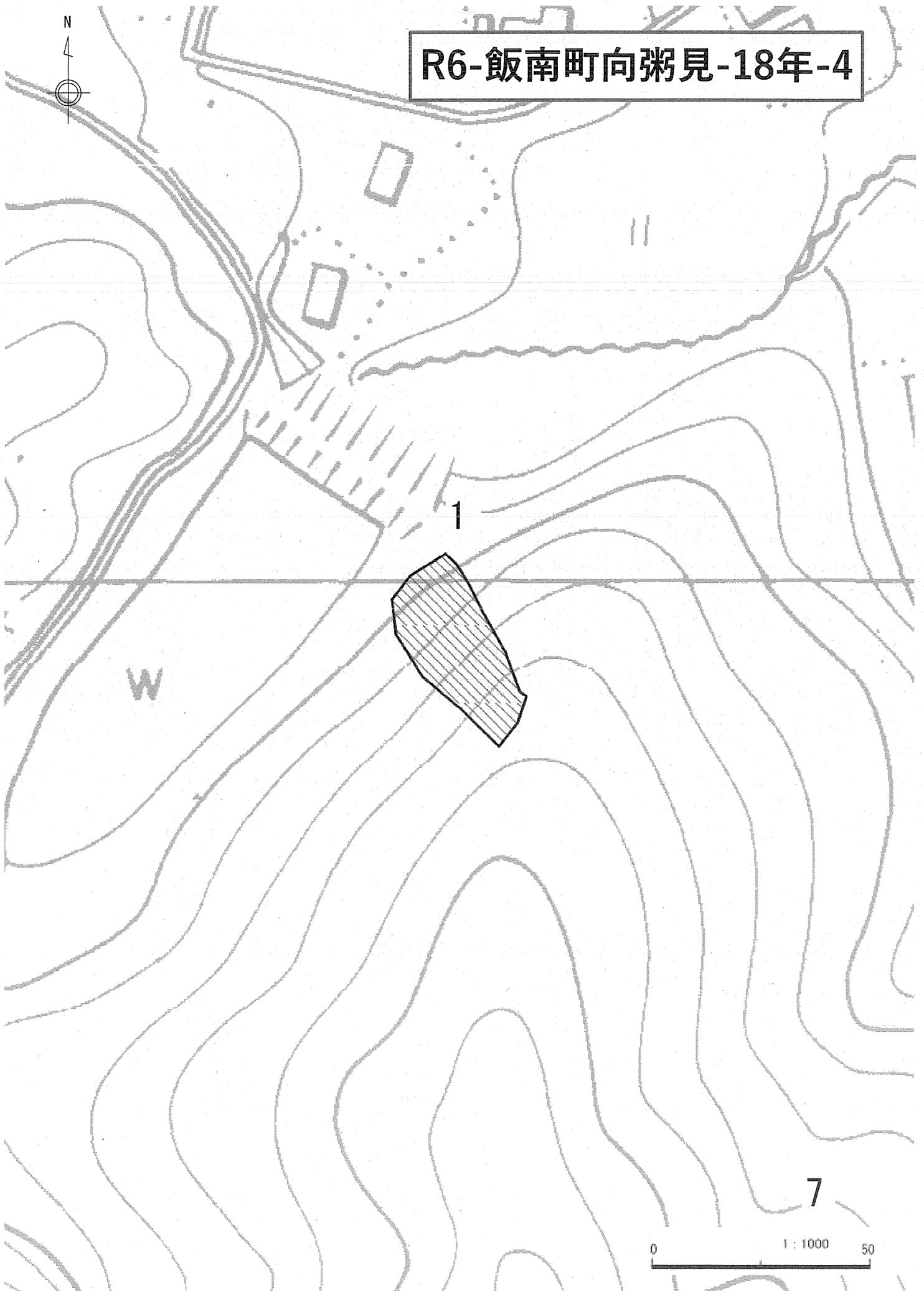
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

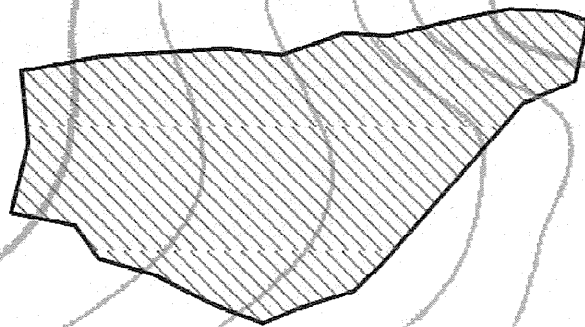
[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-4



7

R6-飯南町向粥見-18年-4



2

7

0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-4



3~4

林道安城線

7

0 1:1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-4

5

安道林

W

7

0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-4



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

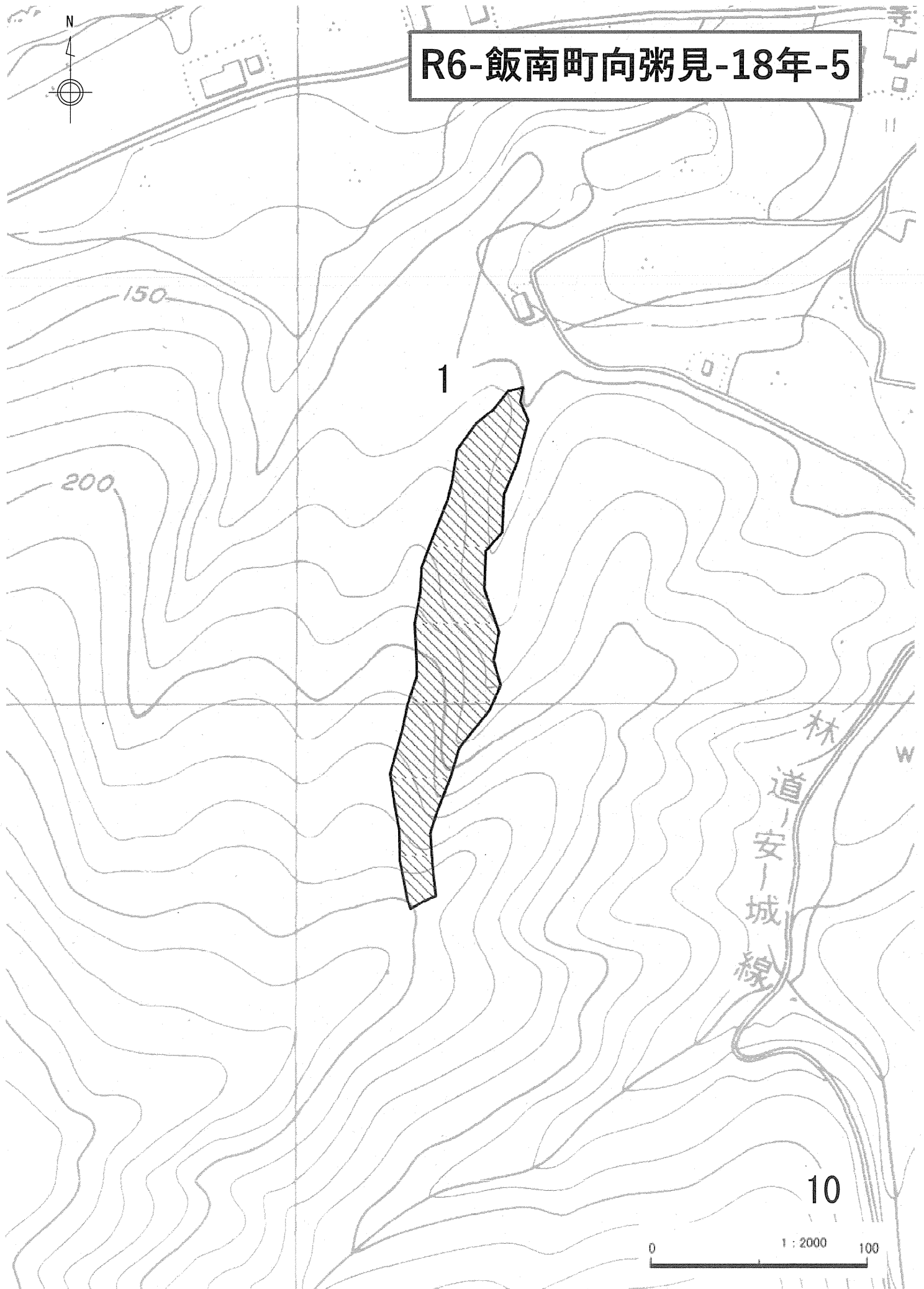
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-5



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字安城	1438	4024	7-111-0	山林	0.20	0.25	ヒノキ	79					
2	松阪市飯南町向粥見字安城	1438	4024	7-112-0	山林	0.20内	0.25内	ヒノキ	79					
3	松阪市飯南町向粥見字安城	1439	4024	7-111-0	山林	0.00	0.25内	ヒノキ	79					
4	松阪市飯南町向粥見字安城	1439	4024	7-112-0	山林	0.00内	0.25内	ヒノキ	79					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

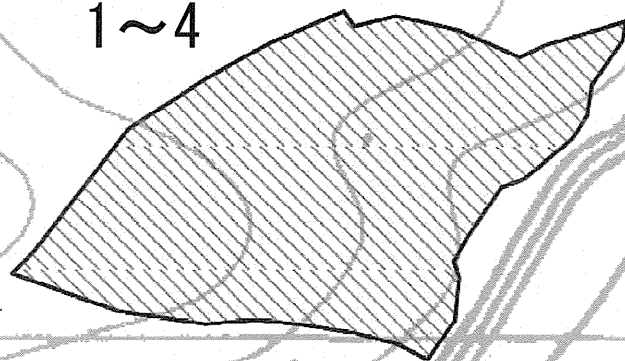
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-6

1~4



林

道

安城

線

W

11

0 1 : 1000 50

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字安城	1521	4024	7-42-0	山林	1.49	0.84	ヒノキ	59					
2	松阪市飯南町向粥見字安城	1521	4024	7-42-0	山林	1.49内	0.84内	ヒノキ	59					
3	松阪市飯南町向粥見字安城	1521	4024	7-44-0	山林	1.49内	0.84内	ヒノキ	59					
4	松阪市飯南町向粥見字安城	1522	4024	7-43-0	山林	0.00	0.84内	ヒノキ	60					
5	松阪市飯南町向粥見字安城	1447	4024	7-100-0	山林	0.15	0.32	スギ	19					
6	松阪市飯南町向粥見字安城	1447	4024	7-100-0	山林	0.15内	0.32内	ヒノキ	19					
7	松阪市飯南町向粥見字安城	1447	4024	7-103-0	山林	0.15内	0.32内	スギ	68					
8	松阪市飯南町向粥見字安城	1447	4024	7-104-0	山林	0.15内	0.32内	ヒノキ	58					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）					住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者（甲）					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-7

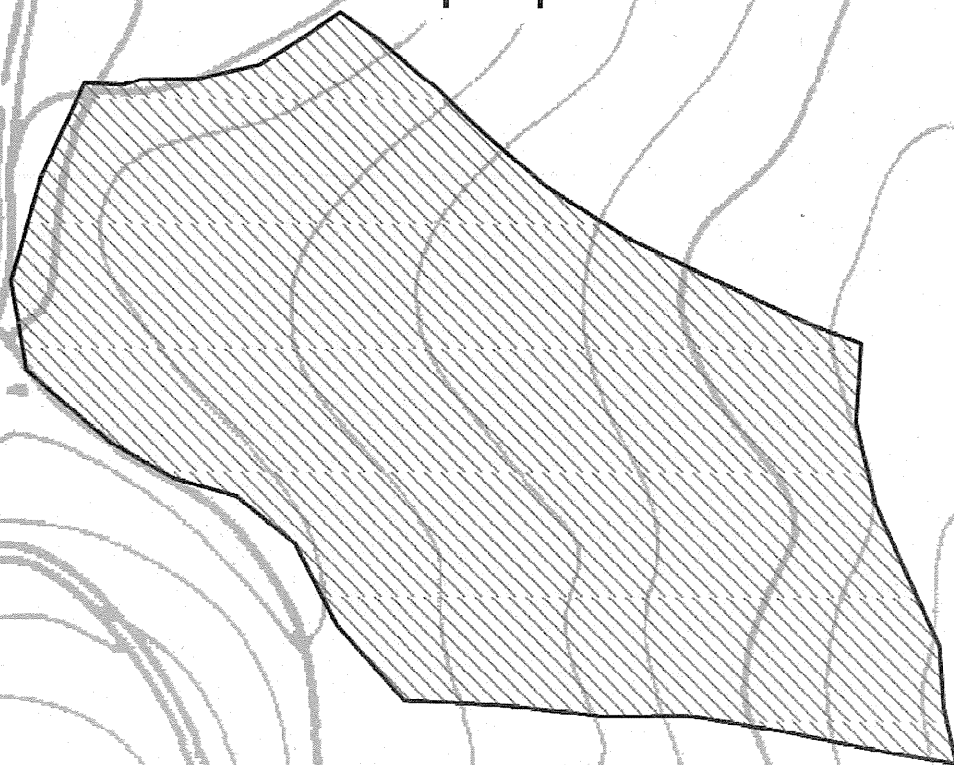


林

W

道
安
城
線

1~4



14

0 1:1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-7



5~8

安城線

経営管理権集積計画

1. 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

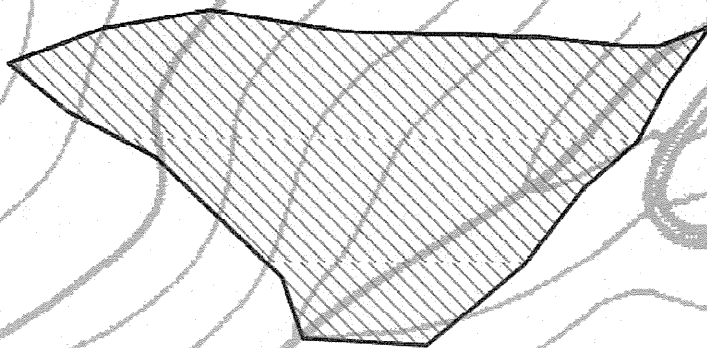
対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
松阪市飯南町向粥見字安城	1452	4024	7-99-0	
①				

R6-飯南町向粥見-18年-8



道
安
城
線

1



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

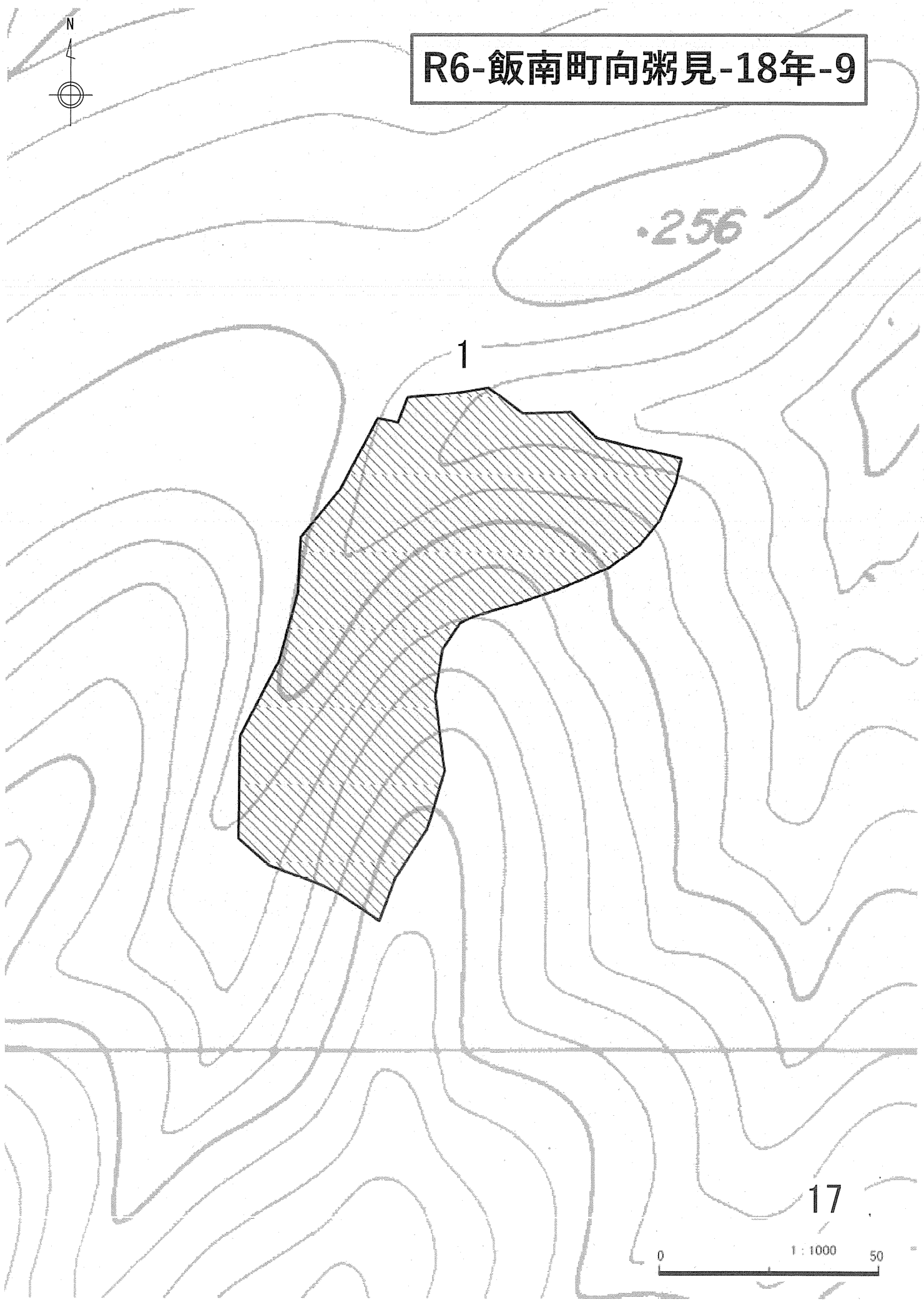
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

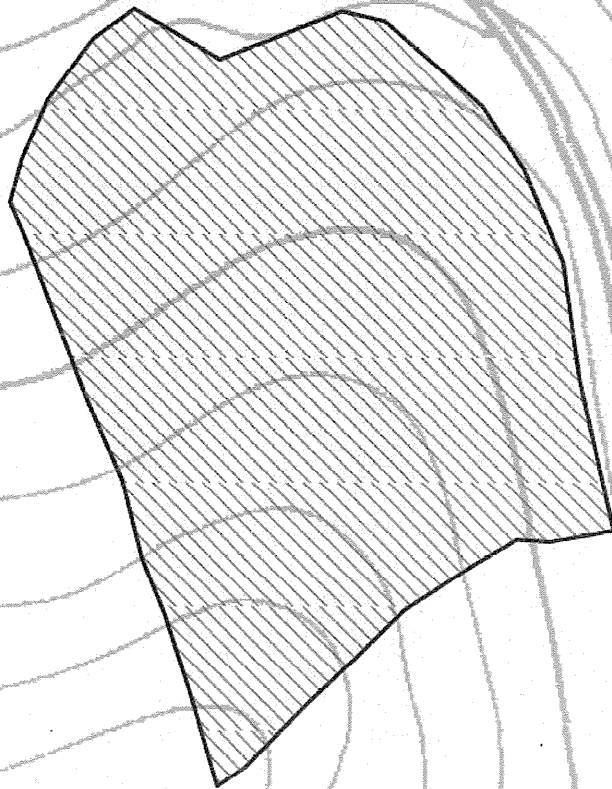
R6-飯南町向粥見-18年-9



R6-飯南町向粥見-18年-9



2~3

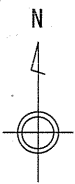


256

17

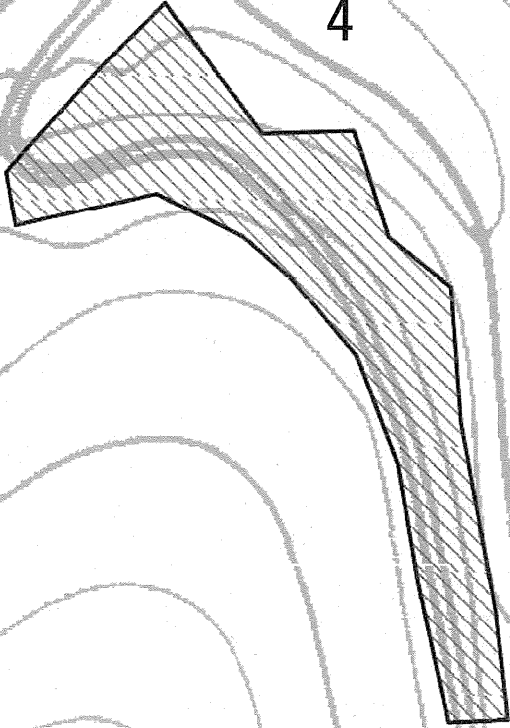
0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-9



安城線

4



256

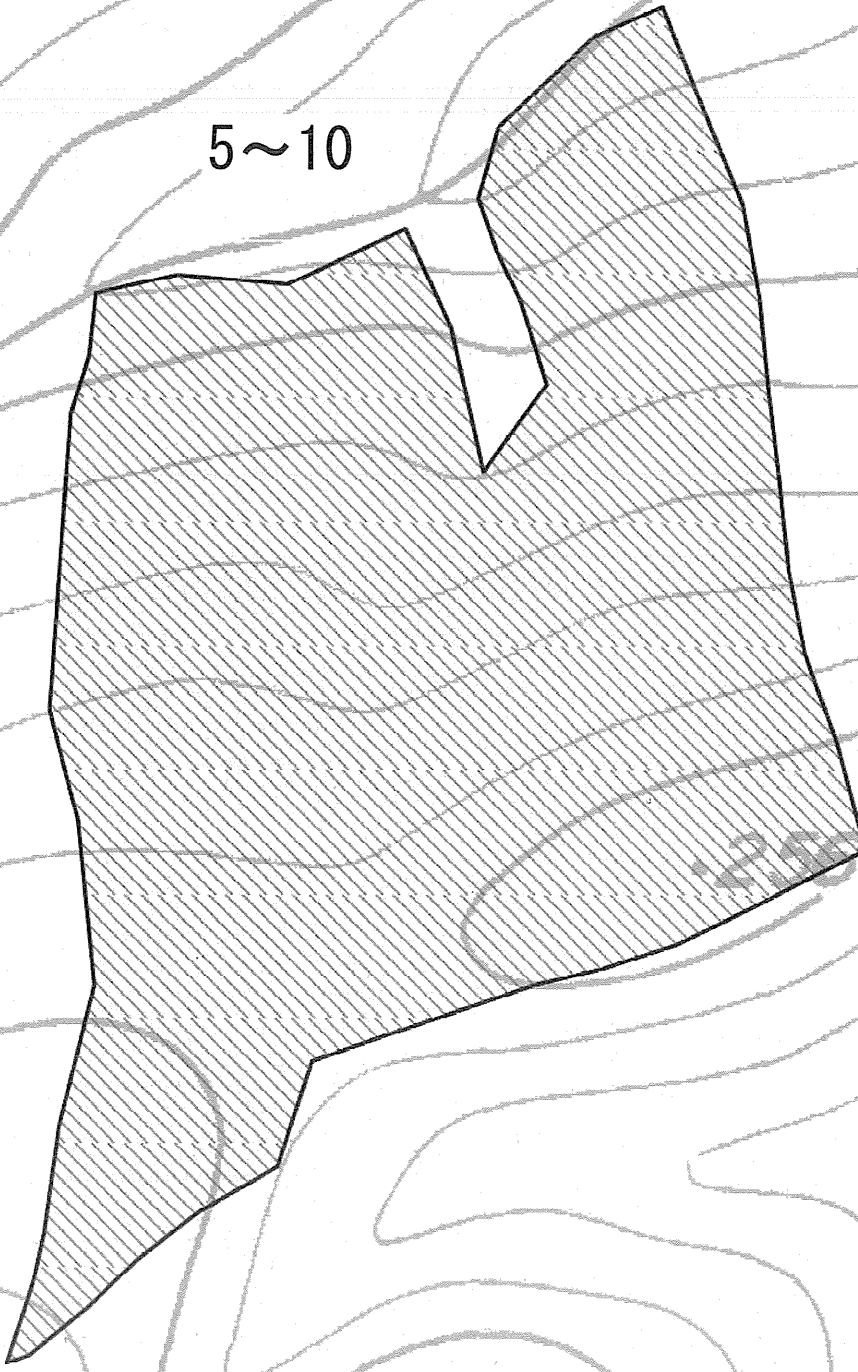
17





R6-飯南町向粥見-18年-9

5~10



R6-飯南町向粥見-18年-9

11~14

17

0 1:1000 50

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

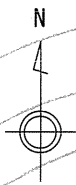
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字安城	1455	4024	7-96-0	山林	2.08	2.49	スギ	56					
2	松阪市飯南町向粥見字安城	1455	4024	7-96-0	山林	2.08内	2.49内	ヒノキ	56					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項 この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。 (2) 受託者の義務 乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。 (3) 経営管理権の対象とする森林 当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。 (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定 この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。 (5) 租税公課の負担 甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。 (6) 経営管理権の設定等の条件 ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合 ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。 ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。 (7) 森林への立入り及び施設の利用等 ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。 ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。 ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。 (8) 災害等による経営又は管理の不実施 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。 ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき (9) 損害の賠償 ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。 ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。 (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。 (11) 甲の通知及び届出 ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。 ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。 (12) その他 この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。
--

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-10



250

300

1~2

336

256

18

0 1 : 2000 100

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字安城	1515	4024	7-51-0	山林	0.08	0.16	ヒノキ	61					
2	松阪市飯南町向粥見字安城	1482	4024	7-77-0	山林	0.11	0.17	スギ	57					
3	松阪市飯南町向粥見字安城	1482	4024	7-77-0	山林	0.11内	0.17内	ヒノキ	57					

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

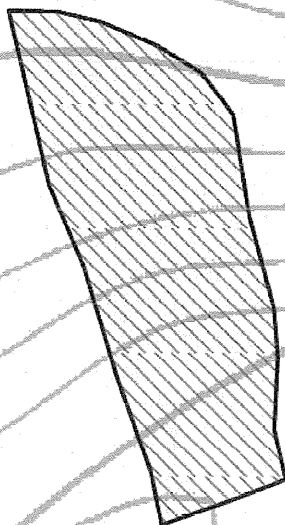
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



R6-飯南町向粥見-18年-11

1



19

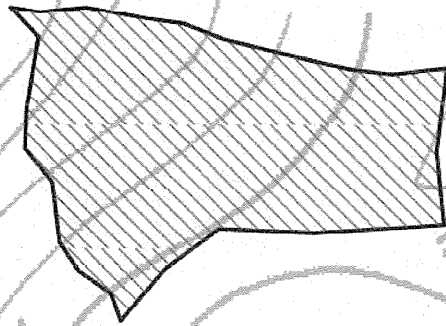
0 1 : 1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-11



2~3

256



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2655	4016	7-70-1	山林	1.09	1.28	スギ	40					
2	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2655	4016	7-70-1	山林	1.09内	1.28内	ヒノキ	35					
3	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2655	4016	7-70-2	山林	1.09内	1.28内	スギ	72					
4	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2655	4016	7-71-0	山林	1.09内	1.28内	スギ	48					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所	三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

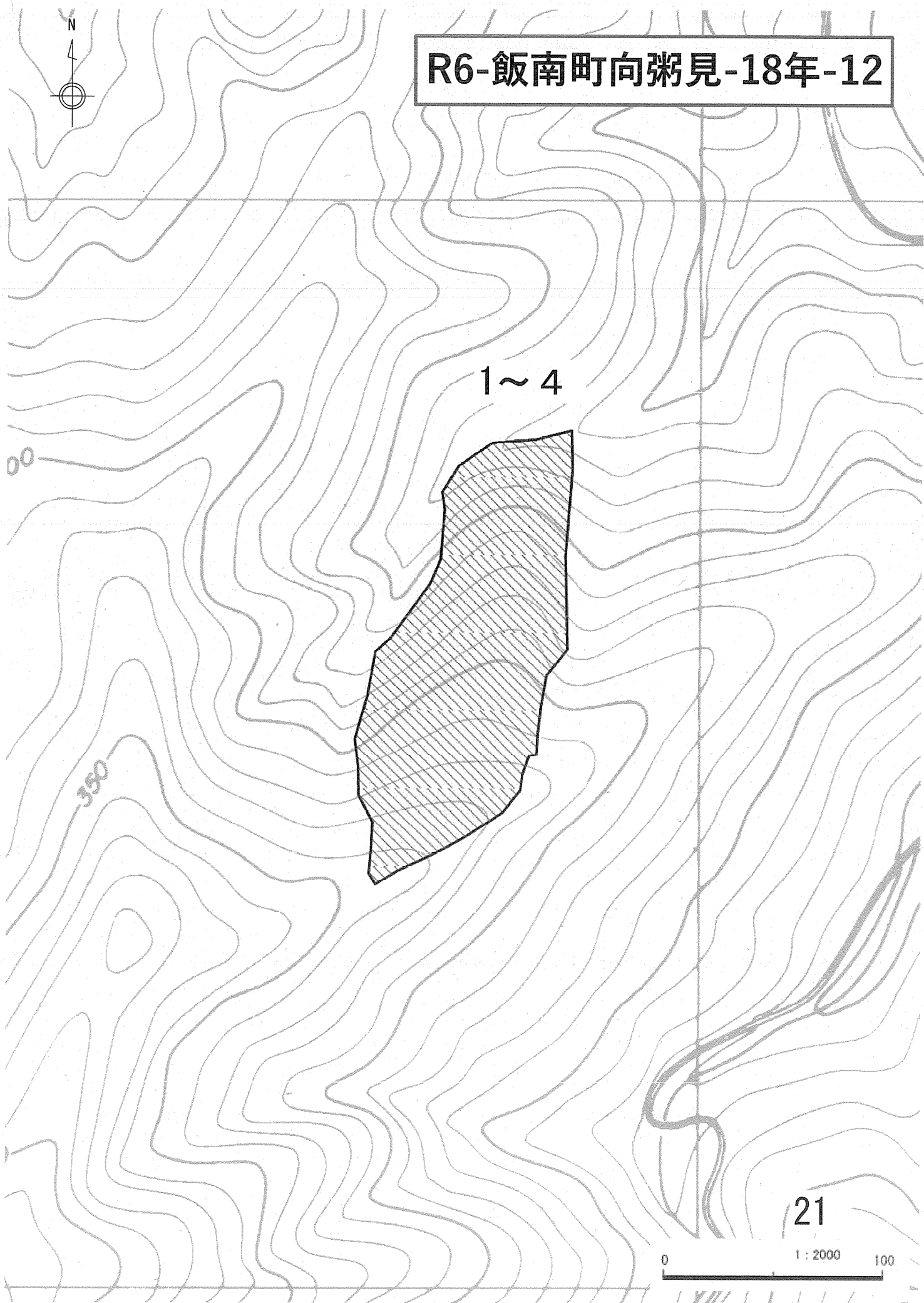
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

R6-飯南町向粥見-18年-12



經營管理權集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2663	4016	7-60-0	山林	0.03	1.58	ヒノキ	48					
2	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-59-0	山林	0.95	1.58内	スギ	31					
3	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-59-0	山林	0.95内	1.58内	ヒノキ	31					
4	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-59-0	山林	0.95内	1.58内	ヒノキ	30					
5	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-60-0	山林	0.95内	1.58内	ヒノキ	48					
6	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-61-0	山林	0.95内	1.58内	スギ	48					
7	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-62-0	山林	0.95内	1.58内	スギ	66					
8	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-63-0	山林	0.95内	1.58内	ヒノキ	48					
9	松阪市飯南町向粥見字釜淵	2664-1	4016	7-64-0	山林	0.95内	1.58内	スギ	66					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所	三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

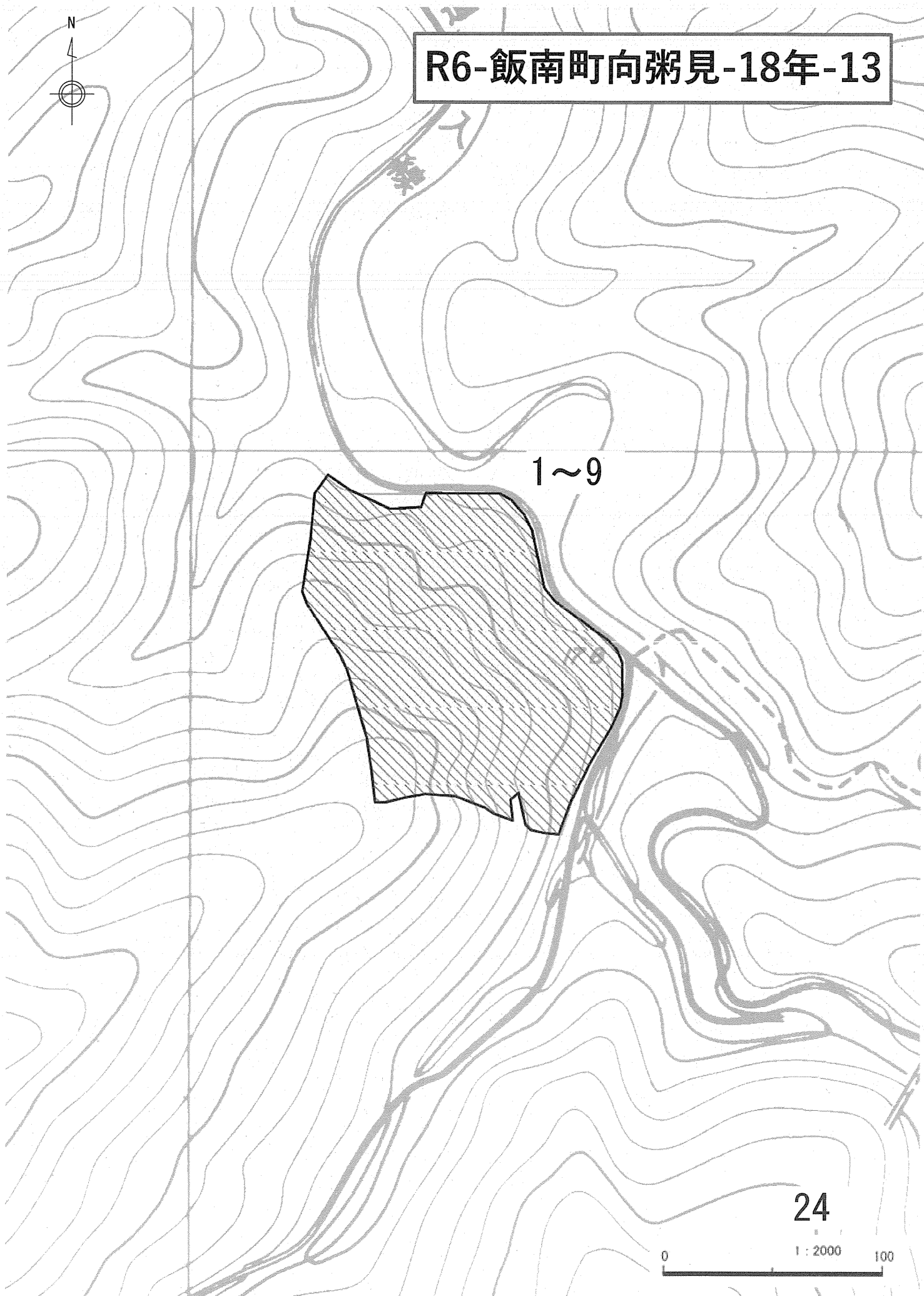
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-13



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

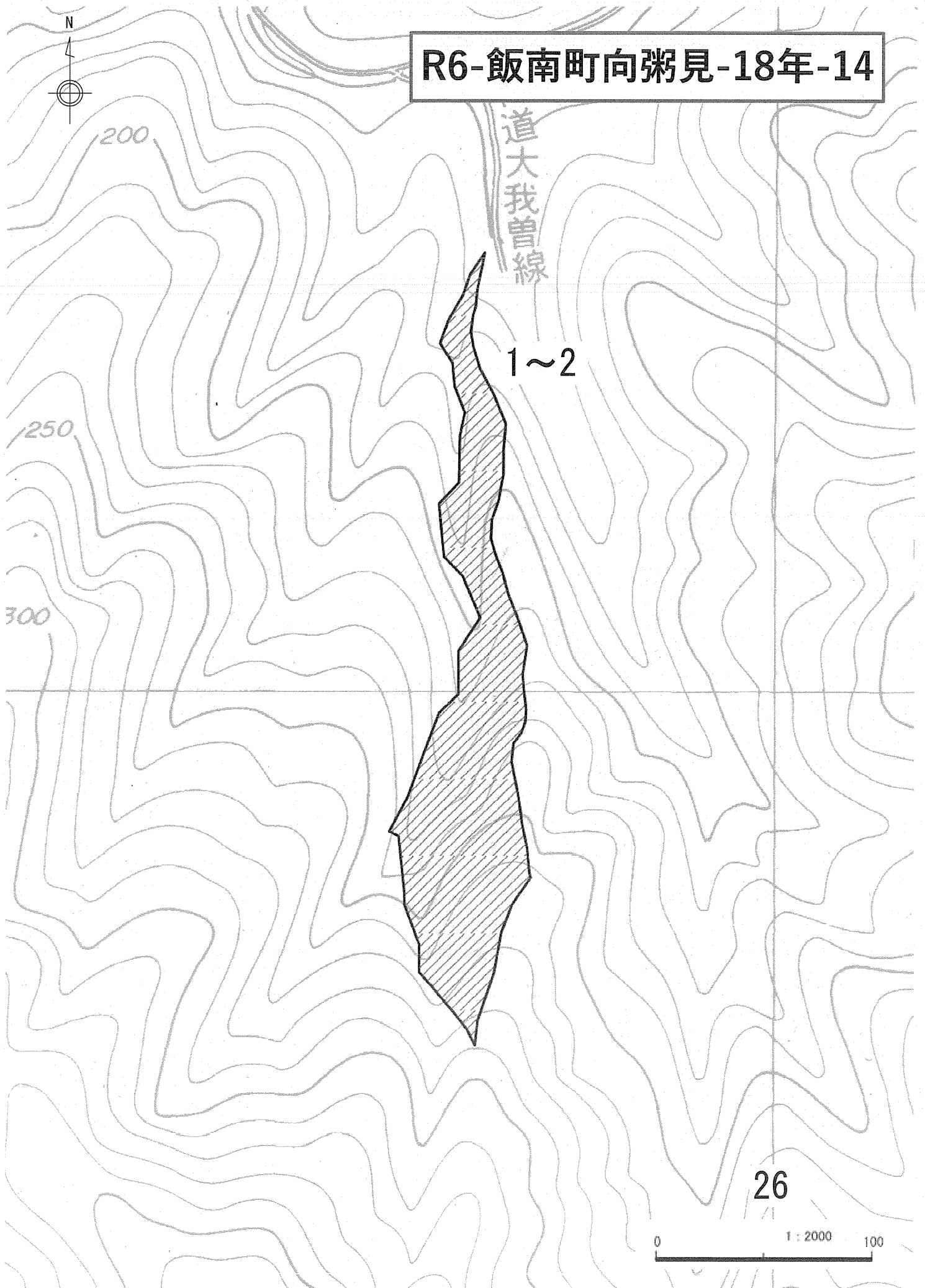
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-14



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

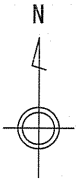
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

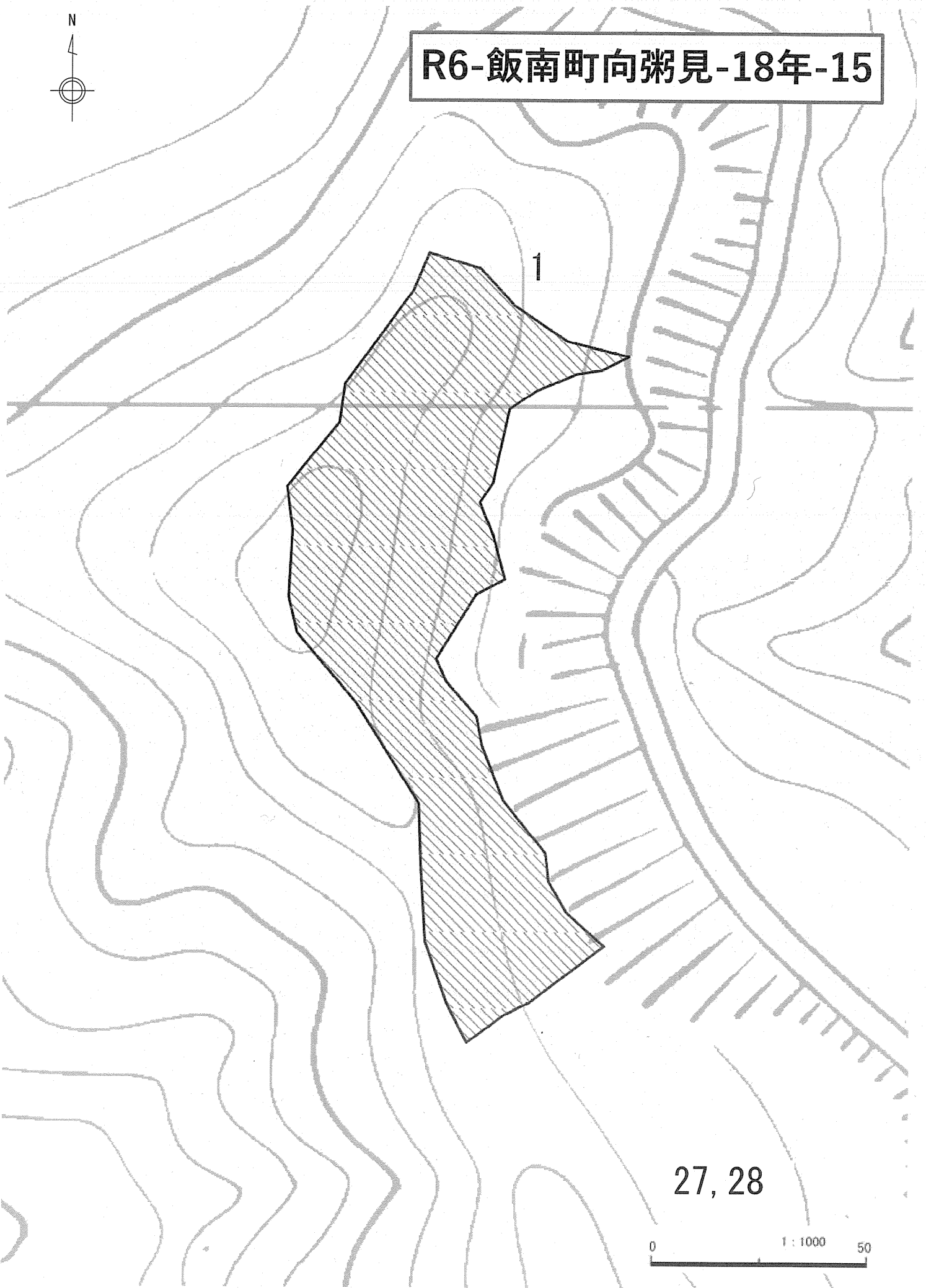
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



R6-飯南町向粥見-18年-15



27, 28

0 1:1000 50

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

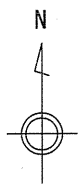
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

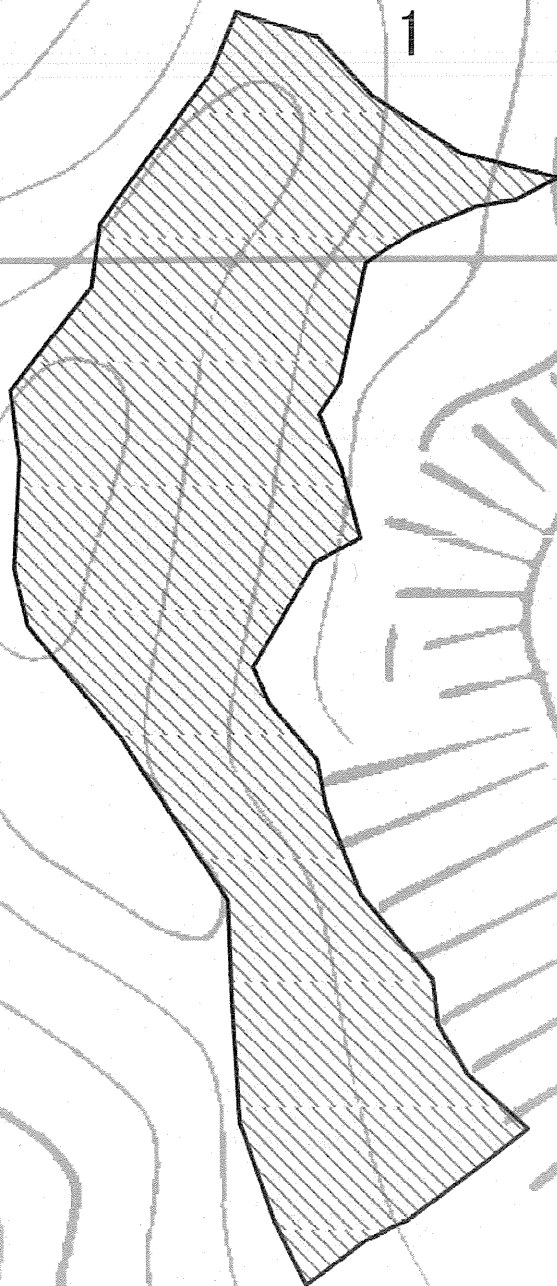
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



R6-飯南町向粥見-18年-16



27, 28



R6-飯南町向粥見-18年-16



178

2~5

28

林

0 1 : 2000 100

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字長入	2680-1	4016	7-40-2	山林	0.50	0.17	スギ	58					
2	松阪市飯南町向粥見字長入	2680-1	4016	7-40-2	山林	0.50内	0.17内	スギ	58					
3	松阪市飯南町向粥見字長入	2680-3	4016	7-40-4	山林	0.22	1.44	スギ	58					
4	松阪市飯南町向粥見字長入	2680-3	4016	7-40-4	山林	0.22内	1.44内	スギ	58					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

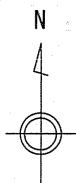
(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

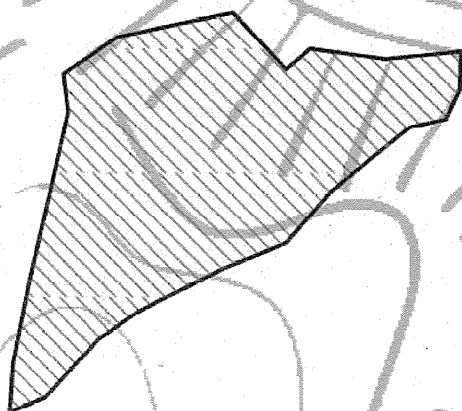
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-17



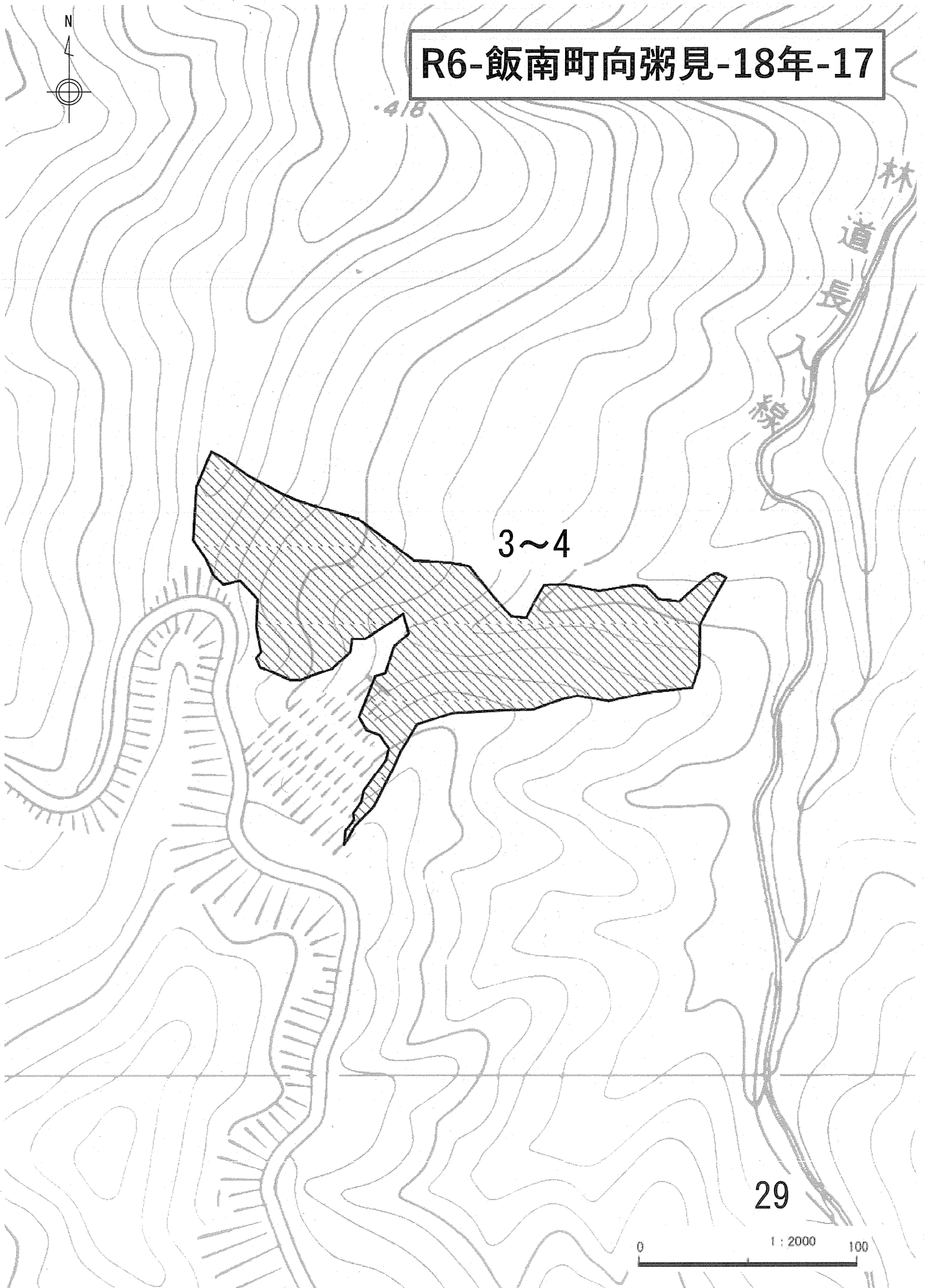
1~2



29

0 1 : 1000. 50

R6-飯南町向粥見-18年-17



乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字長入	2694	4016	7-6-2	山林	0.10	1.37	スギ	53					
2	松阪市飯南町向粥見字長入	2694	4016	7-6-2	山林	0.10内	1.37内	ヒノキ	53					
3	松阪市飯南町向粥見字長入	2686-1	4016	7-28-1	山林	1.98	0.91	スギ	60					
4	松阪市飯南町向粥見字長入	2686-3	4016	7-28-1	山林	1.48	0.91内	スギ	60					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）						住 所		三重県松阪市殿町1340番地1				松阪市長 竹上 真人		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-18



1~2



林道

30

0 1 : 2000 100

R6-飯南町向粥見-18年-18

3~4

県道710号 (飯南) 30

0 1:1000 50

經營管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字長入	2676	4016	7-48-0	山林	0.11	0.22	スギ	48					
2	松阪市飯南町向粥見字長入	2676	4016	7-48-0	山林	0.11内	0.22内	ヒノキ	48					
3	松阪市飯南町向粥見字長入	2676	4016	7-49-0	山林	0.11内	0.22内	ヒノキ	51					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)					住 所		三重県松阪市殿町1340番地1			松阪市長 竹上 真人				
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)					住 所									

2 共通事項 この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。 (2) 受託者の義務 乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。 (3) 経営管理権の対象とする森林 当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。 (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定 この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。 (5) 租税公課の負担 甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。 (6) 経営管理権の設定等の条件 ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合 ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。 ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。 (7) 森林への立入り及び施設の利用等 ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。 ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。 ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。 (8) 災害等による経営又は管理の不実施 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。 ① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき (9) 損害の賠償 ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。 ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。 (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。 (11) 甲の通知及び届出 ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。 ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。 (12) その他 この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。
--

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-19

1~3

林

31

0 1 : 1000 50

經營管理權集積計畫

1 個別事項

整理 番号	R6-阪南町向粥見-18年-20	乙（ 名 称 ）松阪市長 竹上真人								(所 在 地) 三重県松阪市殿町1340番地1					
		甲（ 氏名又は名称 ）								(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始 期	経営管理権の存続期 間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にD を支払うべ き時期、相 手方及び方 法	備
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	保安林	1.83	2.11	スギ	37	R6.6.24	R24.6.23	○乙は、松阪市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間 伐を終えるものとする。 ○伐採木の運木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとし る。 ○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと もに、溪畔林の伐採をでき るだけ控えて生物多様性に配 慮するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森 林の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行 わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に 対して金銭の 支払いは行わ ない。	
2	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	保安林	2.98内	2.11内	ヒノキ	37						
3	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	山林	0.17	2.11内	スギ	37						
4	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	山林	0.17内	2.11内	ヒノキ	37						
5	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	山林	0.02	2.11内	スギ	67						
6	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	67						
7	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	山林	0.02内	2.11内	スギ	74						
8	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	74						
9	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	山林	0.02内	2.11内	スギ	40						
10	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	40						
11	松阪市飯南町向粥見字長入	2692	4016	7-14-0	山林	2.58	2.11内	スギ	46						
12	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	保安林	0.26	2.11内	スギ	39						
13	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	保安林	0.26内	2.11内	ヒノキ	39						
14	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	山林	1.15	2.11内	スギ	39						
15	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	山林	1.15内	2.11内	ヒノキ	39						
16	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	山林	0.68	1.47	スギ	68						
17	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	山林	0.68内	1.47内	スギ	31						
18	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	山林	0.68内	1.47内	スギ	59						
19	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	山林	0.68内	1.47内	ヒノキ	59						
20	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	保安林	0.26内	1.47内	スギ	68						
21	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	保安林	0.26内	1.47内	スギ	31						
22	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-35-0	保安林	0.26内	0.14	スギ	67						
23	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-35-0	山林	1.15内	0.14	スギ	67						
24	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-38-0	保安林	1.83内	2.14	スギ	48						
25	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-39-0	保安林	1.83内	2.14内	スギ	58						
26	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-38-0	山林	0.17内	2.14内	スギ	48						
27	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-39-0	山林	0.17内	2.14内	スギ	58						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (D)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	保安林	1.83	2.11	スギ	37					
2	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	保安林	2.98内	2.11内	ヒノキ	37					
3	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	山林	0.17	2.11内	スギ	37					
4	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	山林	0.17内	2.11内	ヒノキ	37					
5	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	山林	0.02	2.11内	スギ	67					
6	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	67					
7	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	山林	0.02内	2.11内	スギ	74					
8	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	74					
9	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	山林	0.02内	2.11内	スギ	40					
10	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	山林	0.02内	2.11内	ヒノキ	40					
11	松阪市飯南町向粥見字長入	2692	4016	7-14-0	山林	2.58	2.11内	スギ	46					
12	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	保安林	0.26	2.11内	スギ	39					
13	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	保安林	0.26内	2.11内	ヒノキ	39					
14	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	山林	1.15	2.11内	スギ	39					
15	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	山林	1.15内	2.11内	ヒノキ	39					
16	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	山林	0.68	1.47	スギ	68					
17	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	山林	0.68内	1.47内	スギ	31					
18	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	山林	0.68内	1.47内	スギ	59					
19	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	山林	0.68内	1.47内	ヒノキ	59					
20	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	保安林	0.26内	1.47内	スギ	68					
21	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	保安林	0.26内	1.47内	スギ	31					
22	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-35-0	保安林	0.26内	0.14	スギ	67					
23	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-35-0	山林	1.15内	0.14	スギ	67					
24	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-38-0	保安林	1.83内	2.14	スギ	48					
25	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-39-0	保安林	1.83内	2.14内	スギ	58					
26	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-38-0	山林	0.17内	2.14内	スギ	48					
27	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-39-0	山林	0.17内	2.14内	スギ	58					
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村 (乙)						住 所		三重県松阪市殿町1 3 4 0 番地 1			松阪市長 竹上 真人			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)						住 所								

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育（以下「伐採等」という。）を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-10-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-10-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-11-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-1	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2693	4016	7-12-2	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2692	4016	7-14-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-15-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-15-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-29-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2685-1	4016	7-30-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-29-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-1	4016	7-35-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2683-3	4016	7-35-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-38-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-1	4016	7-39-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-38-0	
	松阪市飯南町向粥見字長入	2681-3	4016	7-39-0	

R6-飯南町向粥見-18年-20

1~15

林

道長

梨

382

32

0 1:2000 100

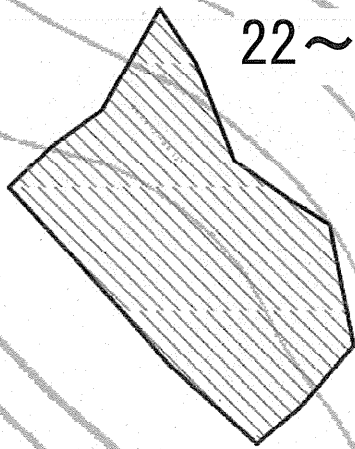
R6-飯南町向粥見-18年-20

16~21

県道710号 (飯-南-三) 32

0 1:2000 100

R6-飯南町向粥見-18年-20



22~23

32

0 1:1000 50

R6-飯南町向粥見-18年-20

24~27

32

0 1 : 2000 100

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]

R6-飯南町向粥見-18年-21

1~2

36

0 1 : 1000 50